

## 現行規程の点検プロジェクトの実行（４）

区分	審議・議決	対象範囲	
<p><b>エグゼクティブサマリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの経営委員会で、内部規程見直しの方向性を整理いただくとともに、具体的な規程案をお示ししつつ、順次審議。</li> <li>審議でいただいた御指摘等を踏まえ、執行部内で最終的な規程案が整理できたものから、議決いただくもの。</li> </ul>			
<p><b>バックグラウンド</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティューワ法律事務所）が提言を整理。</li> <li>提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手中。</li> </ul>		<p><b>フィードバック期間及び検証方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	
<p><b>戦略プラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営委員会における整理を踏まえ、優先順位を定めた上で、見直し作業に順次着手。</li> </ul>		<p><b>便益及びリスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便益：改正GPIF法との整合性確保等</li> <li>リスク：経営委員会の審議・報告事項の増加、機動的な業務運営に支障が生じることへの懸念</li> </ul>	
		<p><b>KPI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	
		<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	

## <現行規程の点検プロジェクト（４－１）>

### 1. 議決いただく規程

- 内部通報及び外部通報に関する規程
- 役員の再就職の制限に関する規程
- 文書管理規程
- 金融商品の取引等に関する規程
- 役員給与規程
- 職員給与規程
- 会計規程
- 政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程
- 反社会的勢力への対応規程
- 金融事業者が主催する会議、講演等への対応規程
- 取材等対応規程
- 運用リスク管理規程
- 役員の兼職等に関する規程
- 倫理規程
- 役員退職手当支給規程
- 職員退職手当支給規程

## <現行規程の点検プロジェクト（４－２）>

### 2. 前回の宿題事項等

- 組織規程（投資委員会の位置付け）
- 制裁規程（役員に対する制裁のあり方）
- 内部統制の基本方針（投資委員会の位置付け次第で、条文に影響する可能性あり）

## 議決いただく規程の主な改正内容等

規程名	主な改正内容	施行日
内部通報及び外部通報に関する規程	経営委員会での議論を踏まえた改正、規程の制定権者の変更（理事長→経営委員会）	4月1日
運用リスク管理規程	経営委員会での議論を踏まえた改正、規程の制定権者の変更	4月1日
役員の再就職の制限に関する規程	規程の制定権者の変更	4月1日
役員の兼職等に関する規程	規程の制定権者の変更	4月1日
文書管理規程	経営委員会での議論を踏まえた改正、規程の制定権者の変更	4月1日
倫理規程	経営委員会での議論を踏まえた改正、規程の制定権者の変更	4月1日
金融商品の取引等に関する規程	規程の制定権者の変更	4月1日
役員給与規程	規程の制定権者の変更	4月1日
役員退職手当支給規程	規程の制定権者の変更	4月1日
職員給与規程	規程の制定権者の変更	4月1日
職員退職手当支給規程	規程の制定権者の変更	4月1日
会計規程	規程の制定権者の変更	4月1日
政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き規程	日EU経済連携協定（EPA）の発効に合わせた改正（調達における内外無差別等）、規程の制定権者の変更	日EU経済連携協定（EPA）発効日
反社会的勢力への対応規程	規程の制定権者の変更	4月1日
金融事業者が主催する会議、講演等への対応規程	規程の制定権者の変更	4月1日
取材等対応規程	規程の制定権者の変更	4月1日

## 組織規程の見直し案（投資委員会の取扱い）

### 【基本的考え方】

- 法人における**業務執行に関する最終的な意思決定権者は理事長**である。  
そのため、仮に、理事長が投資委員会の議決結果とは異なる判断等を行った場合には、その理由について、**理事長が説明責任を負う**ことになる。（例えば、市場環境の急激な変化等により、投資委員会の議決結果を実行しなかった場合等）
- その上で、これまでの議論及び監査委員からの御指摘も踏まえた見直し案を、以下のとおり整理した。
  - ① **重要な投資判断を行う場合の業務フロー、投資委員会の構成等を組織規程に明記**  
（ただし、投資委員会の議決結果は理事長の業務執行権を拘束しない）
  - ② **仮に、組織規程に定める業務フローによらずに理事長が職務を執行した場合（\*）には、速やかにその旨及び理由を経営委員会に報告する義務を負う旨を経営委員会規則に明記**  
（\*）業務フローによらない職務執行  
→ 重要な投資判断を投資委員会で審議しない、投資委員会の議決を待たずに投資を実行、投資委員会の議決結果と異なる投資を実行

### 【条文イメージ】

#### ◎組織規程

第2条の5 投資委員会は、法第18条第1号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に係る投資決定を適切に行うため、管理運用業務の執行に係る重要事項（年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書第10条第2号に規定する契約の公正性の確保に関する事項を含む。）に関する意思決定を行うにあたっての事前の審議及び議決並びに経営委員会に提出する議案及び報告する内容の議決を行う。

2 投資委員会の委員長は、第3条に定めるC I O（最高投資責任者）とする。

3 投資委員会は、委員長のほか、理事長及び理事（総務・企画等担当）を委員として構成し、委員長がその議事を進行する。

4 投資委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 投資委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもって決する。

#### ◎経営委員会規則

第▲条 理事長は、組織規程第2条の5の規定によらないで職務を執行しようとし、又は執行したときは、速やかに、その旨及び理由を経営委員会に報告しなければならない。

# 組織規程の見直しにおける検討事項（投資委員会の議決結果の取扱い）

第17回経営委員会  
提出資料

前回の経営委員会において、組織規程の見直しに関して、投資委員会における議決結果に理事長が拘束されることの是非が議論されたことを踏まえた対応案は以下のとおり。

## 《議決結果に関する尊重義務規定を設ける場合》

	対応(規定)案	論点
A-1案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する<b>尊重義務規定</b>を設ける。</p> <p>第●条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決を尊重しなければならない。</p>	<p>○ 仮に理事長が投資委員会の議決結果を尊重しない場合、<b>理事長が説明責任を負うことになる。</b></p> <p>○ 投資委員会において課題が生じれば、理事長は<b>四半期ごとの経営委員会報告において説明</b>するとともに、投資委員会に出席する常勤監査委員から要請があれば、理事長は<b>経営委員会において説明</b>することになる。</p> <p>○ その上で更に、理事長が、正当な理由なく投資委員会の議決結果を尊重しない恐れがある場合に<b>経営委員会が関与</b>するための手当が必要か。</p>
A-2案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する<b>尊重義務規定</b>を設ける。 【A-1案と同じ】</p> <p>第●条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決を尊重しなければならない。</p> <p>○ 理事長が、投資委員会の議決結果に反する行為を行った又は行う恐れがある場合、<b>監査委員への通報義務を全役職員に課す</b>旨の規定を他に設ける。(例えば、内部統制の基本方針に明記)。</p>	<p>○ 仮に理事長が投資委員会の議決結果を尊重しない場合、<b>理事長が説明責任を負うことになる。</b></p> <p>○ 投資委員会において課題が生じれば、理事長は<b>四半期ごとの経営委員会報告において説明</b>するとともに、投資委員会に出席する常勤監査委員から要請があれば、理事長は<b>経営委員会において説明</b>することになる。 【A-1案と同じ】</p> <p>○ その上で更に、理事長が、正当な理由なく投資委員会の議決結果を尊重しない恐れがある場合に<b>確実に経営委員会が関与</b>することが可能になるのではないか。</p> <p>【通報の流れ】 役職員→監査委員へ直ちに通報→経営委員長に報告→ 経営委員会を緊急招集→経営委員会が理事長から弁明を聴取→ 理事長に対する議決結果の尊重勧告→大臣に対する理事長の解任要求</p>

# 組織規程の見直しにおける検討事項（投資委員会の議決結果の取扱い）

第17回経営委員会  
提出資料


## 《議決結果に関する拘束義務規定を設ける場合》

	対応(規定)案	論点
B-1案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する<b>拘束義務規定</b>を設ける。</p> <p>第▲条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決に従わなければならない。</p>	<p>○ ①理事長と他の意思決定機関の権限の配分は法律に明示的に規定しなければならず、法律上の根拠がない投資委員会の議決結果に理事長の意思決定が拘束されることは、<b>理事長の法律に基づく法人全体の業務執行権との関係で疑義</b>がある、②理事長の業務執行権濫用を<b>監視・監督するのは、経営委員会(監査委員会)の責務及び権限</b>であるというのが、今回のガバナンス改革の趣旨であり、これらに関する法律の規定に基づいて理事長の業務執行の適正性を確保するというのが厚生労働省の見解。</p> <p>○ 一方、GPIF法第7条の規定により、法律上根拠がない投資委員会であっても、<b>経営委員会が定めることにより、理事長の業務執行権を縛ることができる</b>という意見がある。 (GPIF法第7条第1項 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第19条第1項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。)</p> <p>○ 理事長の反対にもかかわらず、両理事の賛成により議決した投資判断を遂行した結果、大きな損害が発生するなどの問題が生じた場合、<b>理事長の責任をどう考えるか。</b></p>
B-2案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する<b>拘束義務規定</b>を設ける。 【B-1案と同じ】</p> <p>○ また、投資委員会の議決は、<b>理事長を含む過半数委員の賛否によって決する</b>旨の規定を設ける。</p> <p>第▲条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決に従わなければならない。ただし、当該議決については、理事長を含む過半数をもって決するものとする。</p>	<p>○ 拘束義務規定を設けることについての論点は、B-1案と同じ。</p> <p>○ 理事長と両理事の間で賛否が分かれた場合は、「理事長を含む過半数で決する」ことがないため、<b>投資委員会としての結論がいつまでも得られない。</b></p>

※いずれの案においても、投資委員会の議決権を有する委員は、理事長及び両理事の3名（**B-1案又はB-2案を採用する場合は、これを組織規程に明記**）

# 制裁規程における役員の制裁区分について

役員に適用する制裁区分について、監査委員会より見直しの提案がなされたことから、その在り方について検討いただくもの。

	制裁区分				考え方等	
見直し案			経営委員長 経営委員	理事長	理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>国家公務員の「懲戒処分」(免職・停職・減給・訓告)及び「監督上の措置」(訓告等)の考え方に基づいて再整理する。</u> * 懲戒処分は国家公務員法に基づく処分、監督上の措置は各府省が独自に課しているもの</li> <li>○ 大臣が任命・解任権を持つ経営委員長・経営委員・理事長に対する制裁区分については、<u>処分権者である大臣が有する制裁措置の種類が「解任」のみ</u>であることから、経営委員会が独自に「減給」・「戒告」処分を課すことはしない。</li> <li>○ 一方、監督上の措置に該当する制裁区分については、<u>各府省が独自に「処分」を課している</u>ことを参考に、経営委員会が独自に「処分」を課すことを可能とする。 その際、<u>各府省の訓令や現在の就業規則では、監督上の措置として「訓告」「注意」に加えて「嚴重注意」の区分がある</u>ことから、制裁規程上の制裁区分としても「嚴重注意」を追加する。</li> </ul>
		解任	●	●	●	
		減給			●	
		戒告			●	
		訓告	●	●	●	
		嚴重注意	●	●	●	
		注意	●	●	●	
(現行)		経営委員長 経営委員	理事長	理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大臣が任命・解任権を持つ経営委員長・経営委員・理事長が、監督上の責任等を負うケースも十分に考えられる。</li> <li>○ そのような場合に、経営委員会独自の制裁として「減給」「戒告」を課することができる仕組みにしておくことで、<u>経営委員等の自己規律が確保</u>されるとともに、(年金積立金を運用する公的機関として)ガバナンスが確保されているという意味で、<u>国民等からも一定の理解が得られるのではないか。</u></li> </ul>	
	解任	●	●	●		
	減給	●	●	●		
	戒告	●	●	●		
	訓告	●	●	●		
	注意	●	●	●		

※GPIF法第23条第2項では、制裁区分として「免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁」と表記されているが、「停職」は職員に適用する区分であるため、上記の制裁区分から除外している。